

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣 前原 誠司

平成22年度に海上保安庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成22年度において海上保安庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

I. 海上保安庁が達成すべき目標の設定に当たって

中央省庁等改革基本法においては、各府省が行う評価として「政策評価」及び「実施庁の実績評価」が規定されているところである。海上保安庁は、主に政策の実施を担う庁と位置づけられているものの、政策の企画及び立案を行う行政機関でもあり、「政策評価」、「実施庁の実績評価」ともにその対象となる機関である。

本件は、業務の実施に係る目標を設定するものであり、目標の達成状況については、原則毎年度の評価を行い、速やかに公表されるものである。

II. 海上保安庁が達成すべき目標

1. 海上における治安の確保について

海上の治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を通じて事態を正確かつ迅速に把握し、監視、取締り及び警備を的確に行う。

[具体的な目標]

- ・薬物・銃器密輸事犯の摘発件数を平成18年から22年の平均で22.0件以上とすること。
- ・海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数を0件とすること。

2. 海難の救助について

海難の救助に関し、常に即応体制を整えるとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な海難救助を行う。

[具体的な目標]

- ・海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者を平成22年までに220人以下とすること。

### 3. 海上交通の安全確保について

海上交通の安全の確保に関し、関係法令に基づく的確な規制及び指導並びに情報の的確な収集及び適時、的確な提供を行うとともに、海難防止思想の幅広い普及を図ることにより、海難の未然防止に努める。

[具体的な目標]

- ・ ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数を0件とすること。

### 4. 海象の観測等について

海象の観測を的確に行うとともに、水路図誌等を計画的に整備する。

[具体的な目標]

- ・ 地震・火山活動に関する精度の高い事前情報を提供するため、地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測すべく、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域1箇所における断層、並びに日本周辺海域に存在する海域火山1箇所について、情報の空白区域を減少させること。